

# 仕 様 書

|        |           |       |              |
|--------|-----------|-------|--------------|
| 件<br>名 | 非常用発電設備点検 | 仕様書番号 | 8            |
|        |           | 作成年月日 | 令和6年4月 日     |
|        |           | 作成者所属 | 久留米駐屯地業務隊管理科 |
|        |           | 階級氏名印 | 防衛技官 高野 恵輔   |

- 1 実施場所  
福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地
- 2 工 期  
契約締結日～令和7年1月31日迄
- 3 役務概要  
久留米駐屯地内、265号建物設置の非常用発電設備における4年点検を実施するもの
- 4 対象場所及び型式等

| 対象場所   | 型式   | 根拠法令           | 点検概要                             |
|--------|--|----------------|----------------------------------|
| 265号建物 | 発電機<br>500KVA・6600V 2020年製<br>(1) 機関型式：AY20L-E T<br>(ヤンマー(株)製、2020年製)<br>(2) ブラシレス交流発電機型式<br>a 同期発電機：MNY Y-C<br>3φ500KVA、定格力率0.8、定格電圧6600V、定格電流43.8A<br>b 交流励磁機：MNY M-R T<br>定格出力12KVA、定格電圧110V、定格電流63A<br>(三菱電機(株)製、2020年製) | ○消防法<br>○電気事業法 | 細部点検内容は各種根拠法令等に基づき漏れの無いよう実施すること。 |

- 5 共通事項
  - (1) 本役務は、建物保全業務共通仕様書及び関係法令等を遵守して実施する。
  - (2) 本役務実施に際し疑義が生じた場合は、監督官と協議した後実施する。
  - (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して作業すること。万一施設等に損傷を与えた場合には、請負者の責任において速やかに原状に復旧する。
  - (4) 本役務の写真は、実施前・実施中・完成後(各手順毎)・隠ぺい箇所・及び材料等、監督官の指示する箇所を撮影し、工外用アルバム(A列4番縦)に整理し監督官に1部提出する。
  - (5) 作業中の安全管理には十分注意し、万一災害・事故等が発生した場合は、全て請負者が負担とする。
  - (6) 本作業において発生する発生材のうち、発生材は請負者の責任において適切に処分する。
  - (7) 役務に際し養生等が必要と考えられる箇所については、適切に処置を施すものとする。

## 6 特記事項

### (1) 点検項目

別紙第1～別紙第5のとおり

### (2) 報告

ア 点検完了後に点検報告書を作成し、監督官に1部提出する。

点検報告書は請負者の様式とするが、上記点検項目が判断できるものとする。

イ 別添に経費を要する修繕箇所が発見された場合は、書面にて監督官に報告する。

その際、見積書もあわせて添付する。

(3) 非常用発電機本体の点検・試験実施者は、原則当該発電機納入メーカーの三菱電機プラントエンジニアリング株式会社の施工とする。ただし、監督官と協議のうえ認証後は、この限りではない。